

取組重点

通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保

- ・歩行者が被害に遭う交通事故には、歩行者側にも横断歩道以外横断等の法令違反がある場合もあることを理解し、交通ルールを遵守しましょう。
- ・反射材用品やLEDライト等を使用、着用しましょう。

※ 令和8年9月1日から、生活道路においては法定速度が30キロメートル毎時になります。



「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

- ・歩行者優先を意識し、歩行者や他の車両に対して思いやり・ゆずり合いの気持ちを持って運転しましょう。
- ・妨害運転（あおり運転）などの危険な運転はやめましょう。
- ・飲酒運転は絶対禁止
- ・全ての座席でシートベルトを着用しましょう。
- ・早めのライト点灯と夜間における対向車や先行車がない場合でのハイビームの活用で事故を防止しましょう。



自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

- ・自転車や電動キックボード等に乘るときはヘルメットを着用しましょう。
- ・万が一に備え、損害賠償責任保険等に加入しましょう。
- ・傘差しやスマートフォン使用による片手運転、イヤホンの使用など、危険な「ながら運転」はやめましょう。

※ 令和8年4月1日から、自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されますので、自転車の基本的な事項を定めた「自転車安全利用五則」などにより、自転車利用時の交通ルールを確認してください。

自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯 ④飲酒運転は禁止 ⑤ヘルメットを着用

横断歩行者優先の徹底

- ・横断歩道での歩行者優先は「交通ルール」です。歩行者が横断しているときや横断しようとしているときは、必ず止まりましょう。
- ・「ダイヤモンド」の先には横断歩道があります。歩行者に注意しましょう。

運転中のスマートフォン等使用禁止の徹底

- ・運転中にスマートフォンを手に持ち通話したり、画面を注視する「ながら運転」は大変危険です。絶対にやめましょう。

スピードダウンの励行

- ・スピードの出し過ぎは、重大事故につながります。心と時間にゆとりをもって、安全な速度で運転しましょう。

自転車の安全利用とヘルメット着用に向けた理解の促進

- ・他の歩行者や車両への迷惑にならない運転を心がけましょう。
- ・自転車のヘルメット非着用時は、着用時と比べて事故での致死率が高くなります。命を守るため、ヘルメットを着用しましょう。
- ・保護者の方は、小学生以下のお子さんが自転車に乗る場合にはヘルメットを着用させましょう。

